

生援第1383号

裁決書

審査請求人

[市] []
[]
[]

処分庁

[市長]

令和3年■月■日付で [] (以下「請求人」という。) から提起された審査請求(令和3年度(審)第1号)について、次のとおり裁決する。

1 主文

[市長]が請求人に対して行った、令和3年1月7日付け生活保護費用徴収金決定処分を取り消す。

2 事案の概要

審理員意見書別紙1「2 事案の概要」に記載のとおり。

3 審理関係人の主張の要旨

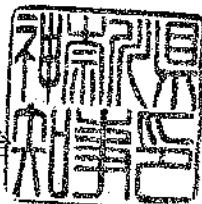
審理員意見書別紙1「3 審理関係人の主張の要旨」に記載のとおり。

4 理由

審理員意見書別紙1「4 理由」に記載のとおり。

令和3年9月9日

神奈川県知事 黒岩 祐治



審理員意見書

令和3年8月20日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県審理員 虎頭 俊之



神奈川県審理員 小林 文子



行政不服審査法（平成26年法律第68号）第42条第2項の規定に基づき、審査請求人
が令和3年■月■日付けで提起した、処分庁■市長による生活保護費用徴
収金決定処分についての審査請求（令和3年度（審）第1号）の裁決に関する意見を別紙
のとおり提出する。

別紙1において、個人名等を次のとおり呼称する。

- 1 審査請求人 ■を「請求人」という。
- 2 処分庁 ■市長を「処分庁」という。
- 3 ■市福祉事務所長を「福祉事務所長」という。
- 4 ■株式会社を「A社」という。
- 5 株式会社 ■を「B社」という。



別紙1

1 結論

本件処分は取り消されるべきである。

2 事業の概要

(1) 事業の概要

本件審査請求は、処分庁が、令和3年1月7日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条第1項に基づく生活保護費用徴収金決定処分（以下「本件処分」という。）に対し、請求人が、その取消しを求めて提起したものである。

(2) 本件に係る法令等の規定

別紙2のとおり。

(3) 前提事実

当事者間に争いのない事実及び証拠上容易に認められる事実は、以下のとおりである。

ア 請求人は、■市に居住し、福祉事務所長により法に基づく保護を実施されている者である。

イ 処分庁は、法第78条第1項に基づき生活保護費用徴収金決定を行う者であり、福祉事務所長は、法第19条第4項及び委任規則第2条第1号の規定により、保護の実施機関である■市長（処分庁）から、法第24条に規定する申請に基づく保護の開始及び変更に関する事務等の委任を受けた者である。

ウ 平成29年■月■日を実施年月日として、福祉事務所長は、請求人に対し、法に基づく保護を開始した。

エ 平成30年1月23日、福祉事務所長は、請求人から、平成29年12月分及び平成30年1月分の収入申告書を收受した。同各申告書には、いずれにも就労収入の記載があり、当該就労収入に係る振込口座の預金通帳の写し、雇用条件等が記載された書面等の書類が添付されていた。

オ 令和元年5月23日、福祉事務所職員は、請求人から、求職活動の状況を聴取したが、就労している等の報告はなく、請求人に対し、求職活動状況報告書を定期的に提出するよう指導した。

カ 令和元年6月5日付けで、福祉事務所長は、請求人から、「前3か月分」の「働いて得た収入」及び「その他の収入」のいずれについても「無」と記載された収入申告書を收受した。

キ 令和元年7月19日付けで、福祉事務所長は、請求人から、「働いて得た収入」

について「無」とされた同年6月分に係る収入申告書・求職活動状況申告書を收受した。

ク 令和元年8月9日付けで、福祉事務所長は、請求人から、「働いて得た収入」について「無」とされた同年7月分に係る収入申告書・求職活動状況申告書を收受した。

ケ 令和元年9月27日、福祉事務所職員は、請求人から、求職活動の状況を聴取したが、就労している等の報告はなく、請求人に対し、求職活動状況はすべて報告書に書いて提出するよう指導した。

コ 令和元年11月5日付けで、福祉事務所長は、請求人から、「働いて得た収入」について「無」とされた同年10月分に係る収入申告書・求職活動状況申告書を收受した。

サ 令和元年12月6日付けで、福祉事務所長は、請求人から、「働いて得た収入」について「無」とされた同年11月分に係る収入申告書・求職活動状況申告書を收受した。

シ 令和2年1月7日付けで、福祉事務所長は、請求人から、「働いて得た収入」について「無」とされた令和元年12月分に係る収入申告書・求職活動状況申告書を收受した。

ス 令和2年2月5日付けで、福祉事務所長は、請求人から、「働いて得た収入」について「無」とされた令和2年1月分に係る収入申告書・求職活動状況申告書を收受した。

セ 令和2年7月27日、福祉事務所長は、令和元年の課税情報の調査により、請求人について次の収入があることを確認した。

給与支払報告者	A社	311,828円
	B社	136,500円

ソ (ア) 令和2年9月4日、福祉事務所職員は、請求人に対し、令和元年の収入の有無を問うと、請求人は無かったと返答したため、福祉事務所職員は、課税情報の調査結果で、就労先会社から請求人に係る給与収入の申告があったことを説明し、改めて請求人に収入の有無を尋ねたが、請求人は否定した。

(イ) 令和2年9月4日、福祉事務所長は、請求人の就労先であったA社及びB社に対し、法第29条に基づく調査を実施した。

タ 令和2年9月8日、福祉事務所長は、A社から、法第29条に基づく調査に対する回答として、次の内容が記載された回答書を收受した。

就労開始年月日 平成31年4月7日

退職日 令和元年6月12日

毎月25日〆切翌月10日支払

口座振込 C銀行D支店普通口座(口座番号略)請求人名義

(以下「本件口座」という)

給与支給年月	支給額	非課税交通費	社会保険料	所得税
平成31年4月	226,564円	39,740円	680円	4,270円
令和元年5月	394,874円	—	84,279円	0円

なお、上記各支給額について、上記各社会保険料及び所得税を差し引いた金額は次のとおりである。

平成31年4月	221,614円
令和元年5月	310,595円

チ 令和2年10月28日、福祉事務所長は、C銀行から、法第29条に基づく調査に対する回答として、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの本件口座の取引履歴を收受した。

同取引履歴上、福祉事務所長からの保護費の入金の他、次の入金があり（以下、A社からの入金を「本件収入A」、B社からの入金を「本件収入B」、両者を併せて「本件収入」という。）、その後、消費者金融各社等へ振込等により費消されている。

取引日	摘要	お預り金額	
令和元年5月10日	A社	221,514円	
令和元年6月10日	A社	310,595円	
A社入金合計			532,109円
令和元年11月29日	B社	190,160円	
令和元年12月20日	B社	203,420円	
B社入金合計			393,580円
入金総合計			925,689円

ツ 令和2年11月27日、福祉事務所職員は、請求人に架電し、平成31年（令和元年）の収入について、事情を聴取した。

同日付けのケース記録には、次のとおり記録されている。

「初めは収入について否認していたが、銀行に入金があったのではと尋ねると、就労による収入ではなく一度は就労が決まったが一方的に取消しをされたため慰謝料の形で貰ったものだとのこと。（固有名詞略）（労働組合）に間に入ってもらったとのこと。金額については20万円ももらっていない、全て生活費に使ったとのこと。収入については全て申告の義務がある旨説明するが、就労したものではないので収入じゃないと怒鳴りだし、不服申立ての回答がないのはどういうことだと話を逸らし怒る。」

チ 令和2年12月1日、福祉事務所長は、ケース診断会議を開催し、未回答になっているB社の状況を確認した上で、本件収入について、法第78条に基づく徴収とするとの結論を得た。

ト 令和2年12月9日、福祉事務所職員は、請求人と面談し、本件口座の取引履歴を提示して、収入申告がないことを伝えたところ、請求人は、本件入金は記憶にな

いとするも、同日付けの収入申告書を作成し、福祉事務所長に提出した。

同収入申告書において、本件収入は、「働いて得た収入」の欄ではなく、「その他の収入」の欄に記載されている。

ナ 令和2年12月22日、福祉事務所職員は、B社に電話したが、担当者が在宅勤務のため、折り返し連絡をもらうこととした。

ニ 令和3年1月6日付けのケース記録には、次の記録がある。

「ケース診断会議において、B社の照会状況を確認すべきとなつたが、B社担当者から連絡がない。入金額393,580円に対し給与支払報告136,500円であることから、給与以外の支払いがあったものと推察できる。B社には法第29条による回答義務は無く、これ以上の確認は困難であるため入金額により徴収金を算定する。また、A社の振込額の内訳に非課税通勤費があるが、勤務していないとの主張であるため交通費の控除は行わない。」

ヌ 令和3年1月7日付けで、処分庁は、請求人に対し、次の内容の生活保護費用徴収金決定処分（本件処分）を行った。

「あなたは、平成29年■月■日から生活保護を受けていますが、令和元年5月から令和元年12月まで、A社及びB社からの入金があったにもかかわらず、不実の申告など不正な手段により生活保護を受けていたことが明らかとなりましたので、法第78条に基づき次のとおり費用を徴収します。（中略）

徴収金額 925,789円

認定の根拠 あなたが提出した収入申告書

令和2年度市県民税課税情報

給与支払者からの回答

本件口座の出入金記録】

ネ 令和3年■月■日付けで、請求人は、神奈川県知事に対し、本件処分の取消しを求めて本件審査請求を提起した。

ノ 令和3年6月30日、請求人が、審理員宛てに提出した、B社から提起された本件収入Bに関する少額訴訟（令和2年■月■日付訴状により提起され、令和3年■月■日取り下げにより終結）の事件記録によれば、次の事実が認められる。

なお、令和3年2月1日、請求人は、福祉事務所長に、同訴訟についての報告をしている。

(ア) 支給済額の内訳

12月給与 203,420円

(月給210,000円-所得税5,080円-雇用保険1,200円-共済組合費300円※)

※共済組合費は保護費算定上の必要経費とは認められない。

通勤手当 190,160円（6か月定期）

(イ) 退職後の調整を踏まえた内訳（令和元年12月の要出勤日20日・欠勤7日）

12月給与 133,334円

(月給 210,000 円 - 欠勤控除・調整額 73,500 円 + 残業手当 1,949 円 + 深夜手当 476 円 - 所得税 5,080 円)※1 - 雇用保険調整後額 511 円)

※1 給与額の変更にかかわらず、所得税額は変更されていない。

※2 月給 210,000 円から欠勤控除・調整額 73,500 円を差し引いた金額 136,500 円は、給与支払報告書の金額（上記セ）と合致。

通勤手当 31,490 円（実勤務日数 13 日分の実費）

(ウ) B 社の訴え取り下げにより、事実上請求人が返還を免れた額の内訳

238,428 円

(通勤手当 158,670 円 - 残業手当 1,949 円)※3 - 深夜手当 476 円 + 欠勤控除・調整額 73,500 円 + 健康保険料 7,680 円)※4 + 介護保険料 1,692 円)※4 - 雇用保険調整額 689 円)

※3 上記（ア）で未支給

※4 上記（ア）で未控除

3 審理関係人の主張の要旨

（1）請求人の主張の要旨

次の理由により、本件処分の取消しを求める。

ア 普段より担当ケースワーカーが訪問もしない、窓口での対応も話に歯切れが悪く相談ができない。

イ ケースワーカーが毎年 10 月ごとに替わるため（現在 4 人目）、ケースワーカー同士の引継ぎが全く取れていない。申告書の書き方がよくわからないケースワーカーもいた。ケースワーカーは替わるたび、その発言が皆違うので困惑する。

ウ 令和 3 年 2 月 1 日（月）に窓口で担当ケースワーカーに本件処分の案件で相談するが、全く話にもならず相談も真剣に対応してもらえなかつた。

エ 每月支給日 5 日には必ず就労報告書を記入に処分庁を訪れており、処分庁の言う通り自己破産もして財産もすべて処分した。

収入があった時でも、担当ケースワーカーが申告書の書き方及び請求人の相談を真摯に対応して話を聞いていれば起こらなかつた事案である。

まだ就職は決まらないのかなど、早く生活保護を打ち切ってと言わんばかりの発言も多々あり、精神面で体調を壊すことも沢山あった。現在も精神的体調面がすぐれず、担当ケースワーカーと話すと必ず自宅に帰ってきた時、体調を崩す。

オ 憲法 25 条は、国民に生存権があり国家には生活保障の義務があるとする規定であるとすれば、法第 78 条での費用の徴収は到底納得できない。

カ 平成 29 年 ■ 月 ■ 日の生活保護開始以前に、自己破産と財産処分を執拗に要求してきたのは ■ 市である。自己破産することによる社会的デメリットの説明も、処分庁側からはなかつた。

キ 当時の担当ケースワーカーに初めての自宅訪問を受けた時、保護費で市県民税を

払いましたと言っても何も言わなかった。

- ク 請求人は、現在精神障害者のため（障害者手帳■級）投薬治療中で、一時的に生活保護を受けているが、処分庁は被保護者を苦しめているようにしか思えない。
- ケ B社については、生活保護取下げの手続前に退職した（勤務期間1ヶ月以内）。その後B社が全て報酬金返金を要求してきたため裁判で争った結果、請求人に支払能力がないため、B社が訴えを取り下げた。B社の報酬は、勤務先の交通費、被服費、食費で使途した。
- コ A社については、生活保護取下げの手続前に解雇になり（勤務期間1ヶ月以内）、A社との話し合いの結果和解金として振り込まれたものである。この和解金で、市県民税の支払い、自宅の更新料、当時の勤務先への交通費（■）の使途とした。

（2）処分庁の主張の要旨

次の理由により、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

- ア 本件処分の前提となる収入の発見は課税調査によるものであり、請求人からの当該月の収入申告は0円となっている。また、発見後に複数回の否認をしていることからも、故意に隠匿しようとしたことは明らかである。
- イ 本件処分の手続についても、慎重な事実確認及び幹部職員を交えたケース診断会議等での協議により決定したものであり、何ら違法・不当な取扱いはない。
- ウ 収入申告の義務については説明済みかつ理解した旨の書類を請求人から徴取しており、実際に平成30年以前には複数回就労収入の申告をしていることからも請求人が申告の義務及びその方法について理解していたことは明らかである。

4 理由

（1）保護の補足性、程度の原則、被保護者の届出義務及び収入認定について

- ア 法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用することを要件として（法第4条第1項）、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われる（法第8条第1項）。
- それゆえ、被保護者は、収入等について変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長に届け出なければならない（法第61条）。
- イ 法第61条の規定は、保護の実施機関又は福祉事務所長が職権による調査のみで被保護者の状況を把握することは困難なため、被保護者による届出を合わせて、適正な保護の実施を図ろうとするものである。
- そして、被保護者が受ける種々の収入について、それを収入認定の対象とするか否かは、あくまで認定に係る問題に過ぎず、そもそも申告をしなくてよいことにはならない。
- したがって、被保護者は、収入の種類や金額の多少にかかわらず、保護の実施機

関又は福祉事務所長に対し、保護費以外の全ての収入について届け出る義務がある。

ウ 就労に伴う収入の認定について

勤労（被用）収入については、次官通知第8の3（1）ア及び局長通知第8の1（1）に基づき収入認定する。

具体的には、各種の手当等を含めた収入総額から、基礎控除（次官通知第8の3（4））の他、社会保険料、所得税、通勤費等の必要経費を控除し、収入認定することになる。

（2）法第78条に基づく費用徴収決定

ア 法第78条の適用について

法第78条に基づく費用徴収金決定は、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者に対して、保護費の全部又は一部を徴収するものであるが、ここにいう「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠ぺいすることも含まれる（手引きIV4（1））。

そして、費用徴収通知3において、法第78条の適用基準が次のとおり示されている。

- ① 保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかつたとき
- ② 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき
- ③ 届出又は申告にあたり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行つたようなとき
- ④ 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき

なお、問答集問13-1（答）②においても、法第78条によることが妥当な場合として、上記①～④と同旨の基準が示されている。

イ 徹収金額の算定について

（ア）法第78条第1項にいう「その費用の全部又は一部」について、「その費用の全部」とは、支給した保護費の全額が不正受給である場合を言い、「その費用の一部」とは支給した保護費のうち一部が不正受給である場合を言うものであるから、徴収額は、不正受給額を全額決定するものであり、法第63条のような実施機関の裁量の余地はないとされている（問答集問13-22）。

（イ）法第78条に基づく費用徴収額算定に当たって、収入認定の際に認められる控除について、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、すべて収入額としてとらえ徴収の対象とすべきとされている（問答集問第13-23）。

（ウ）処分の相手方に資力がない場合については、相手方の資力を考慮することなく

決定されるべきものとされている（問答集問13-25）。

(3) 本件処分の検討

ア 本件処分における法第78条の適用について

(ア) 請求人は、本件収入以前の就労収入について、現に必要書類を添付の上申告していた実績があり（前提事実エ）、一般的な意味での就労収入の申告の必要性を理解していたことは明らかである。

(イ) そして、請求人が、A社及びB社から、令和元年5月、6月、11月及び12月の各月において、本件収入を得ていたこと、本件収入の振込口座である本件口座は福祉事務所からの保護費の振込口座でもあり、本件口座内の収入を費消して生活していたのであるから、本件収入を認識していたことも明らかである（前提事実チ）。

本件収入が就労収入であるかについて、請求人は、就労収入であることを否定しており（前提事実ツ・ト）、処分庁も、当該請求人の主張を踏まえて就労収入として扱っていない（前提事実テ・ニ・ヌ）。

しかし、処分庁が本件収入を認知する端緒となったA社及びB社の給与支払報告書は、就労収入であることを内容とする回答であり（前提事実タ）これらを度外視して、単なる請求人の主張に基づいて就労収入でないと判断したことは不合理な判断と言わざるを得ない。

また、本件収入の一部に、事後的な評価として就労収入と取り扱うべきではない部分があるとしても、本件口座への入金時には、本件収入として当該部分は就労収入である部分と一体であったことが認められるから（前提事実セ・タ・チ・ノ）、いずれにしても、本件収入について、少なくとも就労収入として申告の必要性があり、請求人もこれを認識していたと解さざるを得ない。

(ウ) 請求人は、平成31年3月から令和元年5月分の収入に係る申告書（前提事実カ）、同年6月分の収入に係る申告書（前提事実キ）、同年7月分の収入に係る申告書（前提事実ク）、同年10月の収入に係る申告書（前提事実コ）、同年11月の収入に係る申告書（前提事実サ）、同年12月の収入に係る申告書（前提事実シ）及び令和2年1月の収入に係る申告書（前提事実ス）には、いずれにも就労収入なしと申告しており、また、処分庁からの就職活動に関する聴取に対し、就労事実がない旨述べていた（前提事実オ）ことが認められ、処分庁が本件収入を認知した後に請求人に行った聴取においてすら、令和元年中の収入がなかった旨を述べている（前提事実ソ（ア））。

これら請求人の行為は、積極的に虚偽の事実を申し立てていたと評価する他なく（手引きIV4(1)）、これらの収入申告書の内容に虚偽が含まれていることは、福祉事務所が行った課税調査及び法第29条調査によって明らかとなつたものであるから（前提事実セ・タ・チ）、費用徴収通知3に示されている法第78

条の適用基準のうち、「② 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき」及び「④課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」に該当するものである。

(エ) 以上のことから、本件収入に関する取扱いは、法第78条を適用する場合に該当する。

イ 本件処分における徴収金額の算定について

(ア) 本件収入に関する調査について

a 本件収入Aに関し、法第29条に基づく調査に対するA社からの回答内容（前提事実タ）は、本件口座へのA社からの入金額（前提事実チ）とおおむね合致するものの、平成31年4月分給与から各社会保険料と所得税を控除した額（221,614円 前提事実タ）と同年5月10日の振込額（221,514円 前提事実チ）には100円の差額があり、また、上記A社からの回答内容の給与の合計金額（621,438円 前提事実タ）と給与支払報告書の金額（311,828円 前提事実セ）とは大きく乖離することからすれば、更なる事実確認の必要性があつたにもかかわらず、特段調査した事情は見当たらず、必要な調査を尽くしたとは認めがたい。

b 本件収入Bに関しても、法第29条に基づく調査に対するB社からの回答がないことを踏まえ、福祉事務所職員がB社に一度問い合わせたことは認められるものの、その際、B社が特段回答を拒む意図である等の事情があつたとは認められず（前提事実ナ）、給与支払報告書（136,500円 前提事実セ）と本件口座への入金額（393,580円 前提事実チ）が大きく乖離しており事実確認の必要性も高いことも踏まえれば、単にB社担当者からの折り返しの連絡がないことをもって調査不能と判断したことは、必要な調査を尽くしたとは認めがたい（前提事実ニ、局長通知第8の1（1）ア（イ））。

(イ) 不正受給額の算定について

a 法第78条による徴収額は、必要最小限の実費を除き、不正受給額を全額決定するものであるところ（問答集問第13-23）、本件における不正受給額は、不正な手段により保護を受けた期間（本件収入を得たにもかかわらず、これを申告せず、又は過少な額を申告して保護を受けていた期間。令和元年5月、6月、11月、12月）に処分庁が支弁した保護費のうち、本件収入に関して必要最小限の実費を控除した額を限度とする額である。

そして、不正受給額の認定にあたり、保護の実施機関に認められた調査権限には限界があり、特に法第78条に基づく処分にあたっては請求人から必要な届出等が得られない等の事情も想定されることから、可能な調査により判明した範囲の事情を前提とした判断を行わなければならない場合があることはやむを得ないことではあるが、判明した事情の範囲での合理的な判断をすべきである。

したがって、仮に、本件収入Aに関して、処分庁が、A社の給与報告書と法第29条に基づく調査に対するA社の回答内容の金額の齟齬についてさらに調査したとしても解明できず、法第29条に基づく調査に対するA社からの回答金額（前提事実タ）に基づいて不正受給額を認定せざるを得ないと判断したのであれば、当該A社からの回答内容は、本件収入が就労収入であり、必要最小限の実費として控除すべき費用があることを示しているのであるから（前提事実タ・ヌ）、実費を控除するか否かの部分においてのみ、当該A社からの回答内容を考慮せず、単に請求人の主張に依拠して就労収入でないとして必要最小限の実費（非課税交通費、社会保険料、所得税）の控除を行わないことは、不合理な判断と言わざるを得ない。

b 本件収入Bに関して、本件審査請求において明らかになった事情は、処分庁が必要な調査を尽くしていれば明らかになった事情であると解されるため（前提事実ノ）、処分庁は、当該事情も前提に不正受給額を判断すべきであったといえる。

具体的には、本件収入Bに関し、退職に伴う調整後の給与 138,925円（月給210,000円一欠勤控除・調整額73,500円+残業手当1,949円+深夜手当476円）+通勤手当31,490円（実勤務日数13日分の実費）の合計額170,415円は就労収入と扱うべきであり、同額から交通費31,490円、所得税5,080円、雇用保険調整後額511円を控除した合計133,334円が、当該就労収入に係る不正受給額に相当する。

なお、健康保険料及び介護保険料は、請求人への支給当時に控除されていれば、不正受給額の算定においても必要最小限の実費として控除すべきであるが、実際には、請求人への支給当時に控除されておらず、かつ、その後のB社からの請求に対して請求人が支払った事情もない以上、不正受給額の算定において実費として控除すべきでない。

他方、本件収入Bに関し、B社に返還すべきであった誤支給額を、請求人の収入として認定すべきであったのかについては検討を要する問題であるが、少なくとも、請求人は、当該誤支給額を含めた本件収入を既に費消済みであり（前提事実チ）、かつ、B社が訴えを取り下げたことにより事實上返還を免れているから（前提事実ノ）、当該時点以後については収入として認定すべきものと解される（なお、本件処分は令和3年■月■日付け、B社が訴えを取り下げたのが令和3年■月■日である。）。

そして、上記誤支給額231,481円（通勤手当158,670円+欠勤控除・調整額73,500円-雇用保険調整額689円）については、当該収入を得るために要した必要最小限の実費は想定されないから、同額を不正受給額と認定すべきである。

(ウ) 以上から、処分庁が、本件収入に関し、必要な調査を尽くしておらず、就労収入であること等を示す調査結果を考慮せず、単に請求人の主張に依拠して必要最小限の実費を控除せずに不正受給額を算定したことは、法第78条による徴収金

額を決定するにあたって認められた処分庁の裁量の範囲を逸脱又は濫用するものであって、違法又は不当である。

(4) 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、本件処分は取り消されるべきである。

別紙2

ア 法

(保護の補足性)

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2・3 【略】

(基準及び程度の原則)

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

(実施機関)

第19条 都道府県知事、市長（中略）は、（中略）この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

一・二 【略】

2・3 【略】

4 前3項の規定により保護を行うべき者（以下「保護の実施機関」という。）は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政に限り、委任することができる。

5～7 【略】

(資料の提供等)

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるとときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、（中略）銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況（後略）。

二 【略】

2 【略】

(届出の義務)

第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に変動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

（費用の徴収）

第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2～4 【略】

イ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。別紙1において「次官通知」という。）

第8 収入の認定

収入の認定は、次により行うこと。

1・2 【略】

3 認定指針

(1) 就労に伴う収入

ア 勤労（被用）収入
(ア) 官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、(中略) 手当等の収入総額を認定すること。

(イ) 勤労収入を得るための必要経費としては、(4)によるほか、社会保険料、所得税、(中略) 通勤費等の実費の額を認定すること。

イ～エ 【略】

(2)・(8) 【略】

(4) 勤労に伴う必要経費

(1) のアからウまでに掲げる収入を得ている者については、勤労に伴う必要経費として別表「基礎控除額表」の額を認定すること。(後略)

(5) 【略】

ウ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。別紙1において「局長通知」という。）

第8 収入の認定

1 定期収入の取扱い

(1) 勤労（被用）収入

ア 常用収入

(ア) 官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務している者の収入については、本人から申告させるほか、前3か月分及び当該月の見込みの基本給、勤務地手当、家族手当、超過勤務手当、各種源泉控除等の内訳を明記した給与証

明を徴すること。ただし、給与証明書を徴することを適当としない場合には、給与明細書等をもってこれに代えても差し支えないこと。

(イ)給与証明書の内容に不審のある場合（中略）には、直接事業主について具体的な内容を調査確認すること。

イ 日雇収入 【略】

ウ 臨時又は不特定就労収入 【略】

エ 【略】

(2)～(5) 【略】

2,～4 【略】

エ 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。別紙1において「費用徴収通知」という。）

3 法第78条に基づく費用徴収決定について

（前略）法第78条の条項を適用する際の基準は次に掲げるものとし、当該基準に該当すると判断される場合は、法第78条に基づく費用徴収決定をすみやかに行うこと。

- ① 保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかつたとき
- ② 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき
- ③ 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行つたようなとき
- ④ 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき

（後略）

オ 生活保護行政を適正に運営するための手引きについて（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。別紙1において「手引き」という。）

IV 費用返還（徴収）及び告訴等の対応

1～3 【略】

4 法第78条の適用の判断

(1) 法第78条の趣旨

（本文略）

注)「不実の申請その他不正の手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠ぺいすることも含まれる。(後略)

力 生活保護問答集について(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。別紙1において「問答集」という。)

問 13-1 不当受給に係る保護費の法第63条による返還又は法第78条による徴収の適用

(問) 収入申告が過少であつたりあるいは申告を怠つたため扶助費の不当な受給が行われた場合については(中略)、どういう場合に法第63条又は法第78条を適用すべきか、判断基準を示されたい。

(答) (前略)

② 法第78条によることが妥当な場合

- (a) 届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかつたとき。
- (b) 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき。
- (c) 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行つたようなとき。
- (d) 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書又は資産申告書が虚偽であることが判明したとき。

問 13-22 法第78条の全部又は一部の解釈

(問) 法第78条にいう「その費用の全部又は一部」とは何をさすのか。

(答) 「その費用の全部」とは、支給した保護費の全額が不正受給である場合を言い、「その費用の一部」とは支給した保護費のうち一部が不正受給である場合を言うものである。

したがつて、徴収額は、不正受給額を全額決定するものであり、法第63条のような実施機関の裁量の余地はないものである。

問 13-23 法第63条・法第78条と控除

(問) 法第63条及び法第78条の返還対象額を算定するにあたり、収入認定の際に認められる控除について適用することはできるか。

(答)

(1)・(2) 【略】

(3) 法第78条を適用する場合

保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるものである。

したがって、意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適當ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。（後略）

問 13-25 法第78条による費用徴収と資力との関係

（問）いわゆる不正受給について、法第78条に基づいて費用を徴収すべき場合、相手方に資力がないときはどう取り扱うべきか。

（答）（前略）法第78条に基づく費用の徴収は、相手方の資力にかかわりなく決定されるべきものである。（後略）

キ ■市事務委任規則（昭和■年■市規則第■号。別紙1において「委任規則」という。）

（趣旨）

第1条 この規則は、市長の権限に属する事務の一部を特定の職員及び他の執行機関（以下「委任を受けたもの」という。）に委任することについて必要な事項を定めるものとする。

（福祉事務所長に委任する事務）

第2条 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第4項（中略）の規定に基づき、次に掲げる事務を■市福祉事務所長に委任する。

（1）生活保護法関係

- ア 生活保護法第24条第3項の規定による申請に基づく保護の開始及び変更に關すること。
- イ 生活保護法第25条第1項及び第2項の規定による職権に基づく保護の開始及び変更に關すること。
- ウ 生活保護法第26条の規定による保護の停止及び廃止に關すること。
- エ 生活保護法第27条第1項の規定による被保護者に対する必要な指導及び指示に關すること。
- オ 生活保護法第28条第1項の規定による調査又は検診及び同条第5項の規定による命令の拒否等に基づく申請の却下又は保護の変更、停止若しくは廃止に關すること。
- カ 生活保護法第30条から第37条までの規定による保護の方法に關すること。
- キ 生活保護法第48条第4項の規定による保護の変更、停止又は廃止の届出の受理に關すること。
- ク 生活保護法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給に關すること。

こと。

ケ 生活保護法第55条の5第1項の規定による進学準備給付金の支給に関する

こと。

コ 生活保護法第62条第3項及び第4項の規定による義務違反に基づく保護の
変更、停止又は廃止に関すること。

サ 生活保護法第63条の規定による被保護者が返還する金額を定めること。

シ 生活保護法第76条の規定による遺留金品の処分及びその代金を保護費に充
当すること。

ス 生活保護法第80条の規定による保護金品の返還の免除に関するこ

と。

セ 生活保護法第81条の規定による後見人の選任の請求に関するこ
と。

ソ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及

び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による

こととされるアからセまでに掲げる生活保護法の規定による事務に関するこ

と。

(2) ~ (6) 【略】

